鳥取市食品衛生条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第１１号

鳥取市食品衛生条例の一部を改正する条例

鳥取市食品衛生条例（平成２９年鳥取市条例第６５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「食品取扱施設において講ずべき措置の基準その他」及び「とともに、食品等の衛生管理の高度化を促進することにより、飲食に起因する危害の発生を防止し、もって食の安全の確保を図る」を削る。

第２条を次のように改める。

（定義）

第２条　この条例において、「営業施設」とは、政令第３５条各号に規定する営業に係る施設（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第３条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車を食品の製造又は販売の用に供する場合は、当該自動車を含む。）をいう。

第３条第１項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、これらの設備の一部について、これらを設けることと同等の効果を有すると認められる措置を市長が講ずるときは、この限りでない。

第４条を次のように改める。

第４条　削除

第５条第１項並びに第２項第１号及び第２号中「自動営業者」を「自動車営業者等」に改める。

第６条第２号中「別表第２」を「別表」に改める。

別表第１を削り、別表第２第１５号中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同表第１６号中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同表第２６号中「醤油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同表第３１号中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同表を別表とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　食品衛生法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第４６号）附則第５条の規定により同法第１条の規定による改正前の食品衛生法第５０条第２項の規定により定められた基準によることとされた基準は、この条例の施行の日から起算して１年間は、この条例による改正前の鳥取市食品衛生条例第４条の規定による基準とする。